

北海道赤十字血液センター札幌労働組合 執行委員長 佐藤 宏美から、令和5年（2023年）3月9日、次のとおり争議行為を行う旨、労働関係調整法（昭和21年法律第25号）第37条第1項の規定による通知があった。

令和5年（2023年）3月10日

北海道知事 鈴木 直道

- 1 事 件 勤務評定による賃金制度の撤回、2023年度賃上げ要求、
夏季一時金要求、その他独自要求
- 2 日 時 2023年3月20日 午前8時40分以降、本件の解決に至るまで
- 3 場 所 北海道赤十字血液センター札幌労働組合の組合員が従事する全
ての職場
- 4 概 要 全面ストまたは部分ストなどを含むあらゆる形の争議行為を前
項記載場所の全体または一部において実施する。